

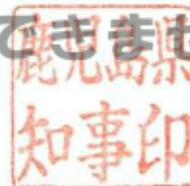
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県鹿児島市西伊敷七丁目34番12号  
氏 名 株式会社フタマタ開発  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 二俣剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

**この許可証の写しは契約用にご使用できません**

鹿児島県知事 三反園訓



許可の年月日 平成30年12月19日  
許可の有効年月日 平成35年12月18日

1 事業の範囲  
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）  
なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成30年12月19日	
------	-------------	--

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有  無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  無

鹿児島知

(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
感染性産業廃棄物	
廃石綿等	

